

b 補助率 本法第8条第1項および第2項において、政府は毎年予算の範囲内で、運輸を開始した新線の固定資産および工事完了した増加改良固定資産の、おのおのにつき年6分を限度として補助金を交付する。本法第8条中には固定資産の6分に相当する金額と規定されているが、昭和29・5法律第129号補助金の臨時特例に関する法律第20条で、上記固定資産の6分に相当する金額を限度とすると読み替えるものとされたからである。なお欠損補助についても本法は第8条第3項において、欠損金の額に相当する金額を補助する旨を規定しているが、前掲昭和29年法律第129号の同一条文で、欠損に相当する額を限度としてと読替えるものと改められた。

c 補助金の交付と対固定資産益金率 新線補助、改良補助について補助金交付の申請書を提出した地方鉄道軌道が、政令でさだめる対営業用固定資産益金率が10%をこえたときは、補助金の交付は停止される。益金の算出方法については、同法施行規則第15条に規定されている。益金算出のための営業費の算出方法は、原則として実際営業費と標準営業費とを比較して、いずれか低い金額によることとされる。標準営業費というのは当分のあいだ法施行の日を含む営業年度からさかのぼり、1年間の常態と認められる営業費をいう。

d 欠損補助の場合における欠損の算出 方 前示cの益金算出と同様の方法による。

e 固定資産(新線、改良)の6分を限度として交付される補助金の意味 補助金の臨時特例に関する法律において、固定資産の6分に相当する額を限度とするということは、固定資産の6分相当額に益金(前掲c参照)を加算した額が、固定資産の1割に相当する額をこえるか否かによって、補助金の交付、不交付を決定する措置である。

f 補助金の納付義務 本法第8条で新線補助、改良補助、欠損補助を受けた者は、その営業用固定資産の価額に対し、政令で定める割合(1割5分)を乗じてえられる金額をこえる益金を生じたときは、その超過額の2分の1に相当する金額を、当該益金を生じた営業年度からさかのぼり、10年以内に交付を受けた補助金の総額に達するまで、国庫に納付する義務がある。

(i) 戦時補助 第2次世界大戦中行われた補助制度をいい、地方鉄道軌道および索道整備補助規則と、地方鉄道及軌道ニ於ケル納付金等ニ関スル法律による補助の2つがある。

A 地方鉄道軌道及索道整備補助規則 この規則は企業整備資金措置法(昭和18・6法律第9号)第2条を基本として、昭和18・9鉄道省令第31号をもって制定公布されたものである。企業整備の対象となった地方鉄道等の、運輸休止中の損失の補償に相当する補助であって、整備の結果撤去された物件は産業設備営団が買上げ、その譲渡代価として取得した特殊決済の債権、または有価証券を保有することによって、被整備地方鉄道等は存続したのであるが、この規則はこのような状況にある地方鉄道等を、

財政的に救済するのが目的であった。

補助金の計算方法は ①企業整備による運輸の休止の日からさかのぼって、3年間の益金の平均額をもととして、同平均益金から撤去設備の譲渡代として取得した特殊決済の債権、または有価証券の利子相当額を控除した残額 ②保有設備の維持保修に必要な金額 ③その他設備の保有に関し必要な金額の3つを合計した額を基礎として算出される。

B 地方鉄道及軌道ニ於ケル納付金ニ関スル法律による補助 本法は昭和20・2法律第19号をもって制定公布、同年4・1から施行され、大東亜戦争に際し(終戦後、今次の戦争に際し、と改正)、地方鉄道軌道が運賃変更(増額)の命をうけまたは認可をうけた場合、地方鉄道軌道がこれによって利益をうけたとき、その利益の全部または一部を政府に納付させ、これを帝国鉄道特別会計の資本勘定所属の特別資金中に編入、同令資金を財源として、その一部を同戦争中の地方鉄道・軌道の輸送力の増強をはかる等のための必要な経費として、地方鉄道・軌道に対して補助金を交付したのである。なお本法にもとづく補助金は、地方鉄道補助法・樺太地方鉄道補助法による補助金との競合をさまたげないこととされた。

第1表 地方鉄道補助法による補助金

年 度	旧補助制度によるもの				新補助制度によるもの				補助金合計
	鉄道数	年度末営業キロ	補助金	対建設費補助割合	鉄道数	年度末営業キロ	補助金	対建設費補助割合	
大正元	3	73.9	23,636	.038					23,636
2	10	310.4	153,936	.028					153,936
3	28	619.0	410,059	.036					410,059
4	50	1,055.5	822,567	.034					822,567
5	59	1,180.4	947,051	.030					947,051
6	71	1,338.8	731,175	.020					731,175
7	73	1,300.1	652,469	.017					652,469
8	80	1,418.2	743,523	.017					743,523
9	78	1,386.6	620,514	.013					620,514
10	76	1,410.0	914,066	.018					914,066
11	81	1,498.6	1,564,427	.027					1,564,427
12	85	1,505.2	2,218,875	.032					2,218,875
13	86	1,531.8	2,988,770	.036					2,988,770
14	92	1,636.4	4,152,609	.039					4,152,609
昭和元	89	1,523.7	4,962,883	.043					4,962,883
2	83	1,448.3	5,295,405	.046					5,295,405
3	89	1,580.8	6,298,172	.046					6,298,172
4	97	1,638.3	6,968,545	.045					6,968,545
5	102	1,771.2	7,499,934	.047					7,499,934
6	103	1,766.6	7,498,118	.048					7,498,118
7	112	1,796.2	7,203,344	.048					7,203,344
8	113	1,640.5	6,991,443	.046					6,991,443
9	107	1,687.0	7,052,618	.044					7,052,618
10	104	1,696.8	7,367,128	.043					7,367,128
11	103	1,680.2	6,854,027	.043					6,854,027
12	90	1,329.1	4,637,626	.037	69	1,855.3	2,009,093	.020	6,646,719
13	56	849.9	3,005,454	.033	81	2,235.1	3,864,851	.021	6,870,305
14	38	662.8	2,006,066	.022	95	2,371.0	3,890,404	.019	5,896,470
15	28	504.8	1,260,534	.018	102	2,202.7	3,358,553	.017	4,619,087
16	14	215.1	685,088	.032	92	2,007.2	3,582,037	.022	4,267,125
17	8	103.6	492,063	.038	86	1,974.7	4,129,336	.025	4,621,399
18	3	40.7	295,480	.040	67	1,616.4	3,194,190	.026	3,489,670
19					52	1,288.0	2,432,048	.028	2,432,048
20					38	957.1	1,445,690	.025	1,445,690
21					2	74.2	66,024	.032	66,024
合 計			103,317,605				27,972,226		131,289,831